○大東市既存木造住宅耐震改修補助金交付要綱

平成２２年９月２１日

要綱第７２号

改正　平成２４年３月１日要綱第１５号

平成２５年３月２６日要綱第２４号

平成２５年１１月１９日要綱第８８号

平成２６年１１月１７日要綱第９１号

平成３１年２月１５日要綱第７号

平成３１年３月２９日要綱第２３号

令和４年３月２４日要綱第２４号

（目的）

第１条　この要綱は、大東市補助金等の交付等に関する条例（平成３１年条例第３号）及び大東市補助金等の交付等に関する条例施行規則（平成３１年規則第６号）に定めるもののほか、本市に存する木造住宅（国又は地方公共団体が所有する建築物を除く。）の耐震改修を促進するため、大東市既存木造住宅耐震改修補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　木造住宅　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号。以下「法」という。）第２条第１号に規定する建築物のうち木造（構造の一部が非木造であるものを含む。）のもので、一戸建住宅、長屋住宅、共同住宅又は併用住宅（住宅部分の床面積が延べ床面積の２分の１以上であること。）に該当するものをいう。

(2)　耐震診断　建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号）第４条第２項第３号の指針に基づき行う診断をいい、当該診断の方法は、原則として、一般財団法人日本建築防災協会が作成した２０１２年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法に定める一般診断法又は精密診断法（時刻暦応答計算による方法を除く。）によるものをいう。

(3)　耐震改修技術者　次のいずれかに該当する技術者をいう。

ア　一般財団法人日本建築防災協会が原則、平成２４年度以降に主催する木造耐震診

断資格者講習及び木造耐震改修技術者講習を受講し、講習修了証明書の交付を受けた者

イ　公益社団法人大阪府建築士会が原則、平成２４年度以降に主催する既存木造住宅の耐震診断・改修講習会を受講し、かつ、受講修了者名簿に登録された者

ウ　ア及びイに掲げる者のほか、これらの者と同等以上の技術を有すると市長が認めるもの

(4)　耐震シェルター　一部の部屋に木材や鉄骨等で強固な箱型の空間を作ることにより耐震性能を確保するもので、次に掲げる要件全てを満たすものをいう。

ア　公的機関の試験等によりその性能が証明されたものであること。

イ　既設建築物から独立して耐震性能を発揮するものであること。

ウ　木造住宅の最下階で、主として就寝の用に供する部屋に設置するものであること。

エ　屋外に避難できるものであること。

(5)　シェルター設置工事　耐震シェルターを設置する工事をいう。

(6)　耐震改修計画　耐震診断の結果、総合評価における上部構造評点が１．０未満の木造住宅に対し、耐震改修工事後の当該評点を１．０以上まで高めるための計画又はシェルター設置工事を実施するための計画で、耐震改修技術者が作成したものをいう。

(7)　耐震改修工事　耐震改修計画に基づき、耐震改修技術者による工事監理が行なわれる工事をいう。

(8)　耐震設計　耐震改修計画を作成することをいう。

（補助対象木造住宅）

第３条　補助金の交付の対象となる木造住宅（以下「補助対象木造住宅」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、この要綱に基づく補助金の交付をすでに受けたものは除く。

(1)　現に居住している、又はこれから居住しようとする本市に存在する木造住宅であること。

(2)　原則として、昭和５６年５月３１日以前に法第６条第１項の規定による建築主事の確認を受けて建築された木造住宅であること。

(3)　法に規定する基準等に適合している木造住宅であること（シェルター設置工事を除く。）。

(4)　耐震診断の結果、総合評価における上部構造評点が１．０未満の木造住宅であるこ

と。

２　前項の規定にかかわらず、耐震改修工事が必要であると市長が認める木造住宅については、補助対象木造住宅とすることができる。

（補助対象者）

第４条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1)　補助対象木造住宅を所有する個人であって、直近における年間の合計所得金額（地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２９２条第１項第１３号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が１，２００万円以下の者

(2)　補助金の交付申込みを行おうとする年度の前年度分の固定資産税及び都市計画税を滞納していない者

（補助対象費）

第５条　補助金の交付の対象となる費用（以下「補助対象費」という。）は、耐震設計及び耐震改修工事に要する費用（シェルター設置工事の場合にあっては、当該工事の実施に伴い必要となる床の補強等の費用を含む。）とする。

２　前項の規定にかかわらず、耐震設計の実施後に第７条に規定する事前協議を行った場合における補助対象費は、耐震改修工事に要する費用（シェルター設置工事の場合にあっては、当該工事の実施に伴い必要となる床の補強等の費用を含む。）とする。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、次に掲げる額を合計した額とし、予算の範囲内で交付するものとする。

(1)　耐震設計に要する費用に１０分の７を乗じて得た額（１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は１００，０００円のいずれか低い方の額

(2)　耐震改修工事に要する費用の額（１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は９００，０００円（長屋住宅又は共同住宅（以下「集合住宅」という。）にあっては、９００，０００円に当該集合住宅の戸数（シェルター設置工事の場合にあっては、当該集合住宅に設置する耐震シェルターの数）を乗じて得た額）のいずれか低い方の額

２　前項の規定にかかわらず、耐震設計の実施後に次条に規定する事前協議を行った場合における補助金の額は、前項第２号に掲げる額とし、予算の範囲内で交付するものとす

る。

（事前協議）

第７条　補助金の交付を受けようとする者は、耐震設計又は耐震改修工事を実施する前に、事前協議書（様式第１号）に次に掲げる書類を添付し、市長と協議しなければならない。

(1)　法第６条第４項に規定する確認済証の写し又は法第７条第５項に規定する検査済証の写し。ただし、確認済証又は検査済証の写しがない場合は、建築年月日又は工事完了年月日を確認又は推測することができる書類の写し

(2)　耐震改修工事前の耐震診断報告書の写し

(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付申込み）

第８条　事前協議が整った者は、耐震改修工事を実施する前に大東市既存木造住宅耐震改修補助金交付申込書（様式第２号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1)　建物現況図（付近見取図、配置図、平面図等）

(2)　耐震改修計画書（計画平面図、補強計画図、使用材料の資料、認定書等）

(3)　耐震改修計画に基づく効果判定書（シェルター設置工事の場合にあっては、設置する耐震シェルターの性能が確認できる書類）

(4)　耐震設計の見積明細書（耐震設計を実施する前に前条に規定する事前協議を行った場合に限る。）及び耐震改修工事の見積明細書の写し

(5)　現況写真（耐震改修工事が行なわれる部分が明確であるもの）及び撮影箇所が分かる平面図

(6)　耐震改修工事工程表（第１３条第１項に規定する工程確認の予定日を記入すること）

(7)　耐震改修技術者であることを証する書類

(8)　調査の同意書（様式第３号）（必要な場合のみ提出）

(9)　補助対象木造住宅に係る利害関係者（当該木造住宅の共有者若しくは占有者（居住者）又は土地の所有者（当該木造住宅の所有者と異なる場合に限る。）をいう。）からの耐震改修実施の同意書（様式第４号）（必要な場合のみ提出）

(10)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定）

第９条　市長は、前条の申込みがあったときは、その内容を審査した上で、補助金交付の可否を決定し、その旨を大東市既存木造住宅耐震改修補助金交付決定通知書（様式第５号）により当該申込みを行った者に通知するものとする。

２　市長は、補助金交付の決定に当って、条件を付することができる。

（耐震改修工事の着手）

第１０条　前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、当該通知を受けた日後３０日以内に耐震改修工事に着手しなければならない。

２　補助決定者は、前項の規定により耐震改修工事に着手したときは、直ちに大東市既存木造住宅耐震改修工事着手届（様式第６号）を市長に届け出なければならない。

（交付申込内容の変更等）

第１１条　補助決定者は、交付申込みの内容を変更しようとするときは、速やかに大東市既存木造住宅耐震改修補助金交付申込内容変更届出書（様式第７号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1)　変更後の耐震改修計画書（計画平面図、補強計画図、使用材料の資料、認定書等）

(2)　変更後の耐震改修計画に基づく効果判定書（シェルター設置工事の場合にあっては、設置する耐震シェルターの性能が確認できる書類）

(3)　変更後の耐震設計の見積明細書（耐震設計を実施する前に第７条に規定する事前協議を行った場合に限る。）及び耐震改修工事の見積明細書の写し

(4)　変更後の耐震改修工事工程表（第１３条第１項に規定する工程確認の予定日を記入すること）

(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　市長は、前項の届出があったときは、その内容を審査した上で、当該変更の承認の可否を決定し、その旨を大東市既存木造住宅耐震改修補助金変更（承認・不承認）決定通知書（様式第８号）により、補助決定者に通知するものとする。

（交付決定の取下げ）

第１２条　補助決定者は、第８条の規定による申込みを取り下げることができる。

２　交付申込みを取り下げようとする者は、大東市既存木造住宅耐震改修補助金交付申込取下書（様式第９号）により市長に届け出なければならない。

３　市長は、前項の取下書を受理したときは、当該補助金の交付決定を取り消すものとす

る。

（工程確認）

第１３条　補助決定者は、第９条第１項の規定による決定通知を受けた耐震改修工事のうち、次に掲げる時期において、現地（耐震改修工事が行われている場所をいう。以下同じ。）での確認を受けなければならない。

(1)　基礎の配筋が完了し、コンクリート打設を行う前（基礎の耐震改修工事が含まれる場合のみ）

(2)　補強した部分（内部及び接合部分含む。）が目視で確認できる時期

２　補助決定者は、前項の確認を受けようとする日の４日前までに、大東市既存木造住宅耐震改修工事工程確認申込書（様式第１０号）に次に掲げる書類を添付し、市長に工程確認の申込みをしなければならない。ただし、添付書類については、現地での確認時に提出することができる。

(1)　大東市既存木造住宅耐震改修工事監理報告書（様式第１１号）

(2)　使用金物及び木材の納入伝票

(3)　工事の工程写真（前項第１号又は第２号に規定する時期の写真）

(4)　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

３　市長は、前項の申込みがあったときは、速やかに現地での確認を行うものとする。ただし、添付書類等により、耐震改修工事が耐震改修計画に基づき適正に実施されていることが確認できる場合のうち、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、書面等による確認により、現地での確認に代えることができる。

（完了報告）

第１４条　補助決定者は、補助金交付の決定を受けた耐震改修工事が完了したときは、原則として、その日から起算して１５日以内又は補助金の交付に係る会計年度の３月３１日のいずれか早い日までに、大東市既存木造住宅耐震改修工事完了報告書（様式第１２号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1)　大東市既存木造住宅耐震改修工事監理報告書（様式第１３号）

(2)　工事の工程写真及び完了写真

(3)　耐震設計の領収書（耐震設計を実施する前に第７条に規定する事前協議を行った場合に限る。）及び耐震改修工事の領収書の写し

(4)　耐震設計の明細書（耐震設計を実施する前に第７条に規定する事前協議を行った場

合に限る。）及び耐震改修工事の明細書の写し

(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助額の確定）

第１５条　市長は、前条の報告書の提出があったときは、当該報告書の内容を審査した上で、補助金の額を確定し、その旨を大東市既存木造住宅耐震改修補助金交付確定通知書（様式第１４号）により、補助決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第１６条　補助決定者は、前条の通知を受けたときは、速やかに大東市既存木造住宅耐震改修補助金請求書（様式第１５号）により、当該通知に記載された補助金の交付確定額を請求するものとする。

（補助金の交付）

第１７条　市長は、前条の請求があったときは、当該請求の内容を審査した上で、当該請求を行った者に対し、補助金を交付するものとする。

（補助金の受領の委任）

第１８条　補助決定者のうち、補助決定者が属する世帯の月額の合計所得金額が２１４，０００円以下の者は、補助対象木造住宅の耐震改修計画の作成若しくは耐震改修工事を施工する耐震改修技術者又はシェルター設置工事を施工する事業者に補助金の受領を委任することができる。

２　前項の委任をしようとする補助決定者は、第１６条に規定する補助金の請求を行うときまでに、補助金を代理で受領させる旨の申出書に、委任状及び代理で受領させる者（以下「代理受領者」という。）の同意書を添えて、市長に提出しなければならない。

３　前項の提出があったときは、市長は、代理受領者に補助金を支払うものとする。

（決定の取消し）

第１９条　市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　第１２条第２項に規定する大東市既存木造住宅耐震改修補助金交付申込取下書の提出があったとき。

(2)　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。

(3)　補助金を交付目的以外の用途に使用したとき。

(4)　補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(5)　この要綱に違反したとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、大東市既存木造住宅耐震改修補助金交付決定取消通知書（様式第１６号）により、補助決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第２０条　市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、大東市既存木造住宅耐震改修補助金返還命令書（様式第１７号）により、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（補則）

第２１条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２２年１０月１日から施行する。

附　則（平成２４年要綱第１５号）

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年要綱第２４号）

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年要綱第８８号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附　則（平成２６年要綱第９１号）

この要綱は、平成２６年１２月１日から施行する。

附　則（平成３１年要綱第７号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附　則（平成３１年要綱第２３号）抄

（施行期日）

１　この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の大東市統計調査連絡協議会補助金交付要綱等の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みのあった補助金等の交付等について適用し、同日前に申込みのあった補助金等の交付等については、なお従前の例による。

附　則（令和４年要綱第２４号）

（施行期日）

１　この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

３　この要綱の施行の際現に存する旧様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号(第7条関係)

事　前　協　議　書

年　　月　　日

(あて先)大東市長

大東市既存木造住宅耐震改修補助金の交付について、大東市既存木造住宅耐震改修補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり事前協議を申し込みます。

<table>
<tr><td rowspan="3">申　込　者</td><td>住　所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="7">木造住宅の概要</td><td>名　称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="3">大東市</td></tr>
<tr><td>建物用途</td><td colspan="3">・一戸建住宅　・長屋住宅(　戸)
・共同住宅(　戸)　・併用住宅</td></tr>
<tr><td>所有区分</td><td colspan="3">・単独所有　・その他(　)</td></tr>
<tr><td>建物規模</td><td>地上　階
地下　階</td><td>建築面積
m²</td><td>延床面積
m²</td></tr>
<tr><td>建築年月日</td><td colspan="3">年　月　日</td></tr>
<tr><td>建築確認</td><td colspan="3">年　月　日　第　号</td></tr>
<tr><td>添付書類</td><td colspan="4">□建築確認済証又は検査済証の写し(無い場合は、建築年月日又は工事完了年月日を確認又は推測することができる書類の写し)
□耐震改修工事前の耐震診断報告書の写し
□その他(　)</td></tr>
<tr><td>調査の同意</td><td colspan="4">□事前協議において必要な場合は、市長が私の住民登録情報、税務関係情報、登記事項等について調査することに同意します。</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

様式第2号(第8条関係)

大東市既存木造住宅耐震改修補助金交付申込書

年　　月　　日

(あて先)大東市長

(申込者)住　　所
氏　　名
電話番号

大東市既存木造住宅耐震改修補助金の交付について、大東市既存木造住宅耐震改修補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり必要書類を添えて申し込みます。

木造住宅の名称				
木造住宅の所在地	大東市			
木造住宅の所有者	住　　所			
	氏　　名			
	電話番号			
建物用途	・一戸建住宅　・長屋住宅(　　戸) ・共同住宅(　　戸)　・併用住宅			
建物規模	地上　　階 地下　　階	建築面積 ㎡	延床面積 ㎡	
建築年月日	年　　月　　日			
建築確認	年　　月　　日　第　　号			
耐震診断結果	改修前評点		改修後評点	
耐震改修工事予定金額	金　　円			
工事予定期間	年　月　日～　　年　月　日			
添付書類	□建築現況図(付近見取図、配置図、平面図等) □耐震改修計画書(計画平面図、補強計画図、使用材料の資料等) □耐震改修計画に基づく効果判定書(シェルター設置工事の場合にあっては、設置する耐震シェルターの性能が確認できる書類) □耐震設計の見積明細書(耐震設計を実施する前に事前協議を行った場合に限る。)及び耐震改修工事の見積明細書の写し □現況写真(耐震改修工事が行われる部分が明確であるもの)及び撮影箇所が分かる平面図 □耐震改修工事工程表 □耐震改修技術者であることを証する書類 □調査の同意書(必要な場合のみ) □耐震改修実施の同意書(必要な場合のみ) □その他(　　)			
備考				

様式第3号(第8条関係)

調 査 の 同 意 書

年　　月　　日

(あて先)大東市長

住所

氏名

大東市既存木造住宅耐震改修補助金の交付の申込みをするに当たり、その審査のために必要な住基情報、税務関係資料、登記事項等の調査、閲覧等を行うことについて同意します。

(住所)	(氏名)署名してください。

※　補助金の額の決定に際し、世帯員全員の所得を確認する必要がありますので、世帯員全員に署名を行ってもらってください(ただし、未成年者につきましては、親権者の同意に代えることができます。)。

様式第4号(第8条関係)

耐震改修実施の同意書

年　　月　　日

(あて先)大東市長

□建物共有者　　住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
□建物占有者（居住者）
□土地所有者　　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
(該当項目に☑)　　※署名してください。

私は、下記の木造住宅について申込者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿が大東市既存木造住宅耐震改修補助金交付要綱に基づく耐震改修工事を実施することについて同意します。

記

耐震改修を行う木造住宅の所在地　　大東市＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式第5号(第9条関係)

大東市既存木造住宅耐震改修補助金交付決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

大東市長

年　　月　　日付けで申込みのあった大東市既存木造住宅耐震改修補助金の交付について、大東市既存木造住宅耐震改修補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1　補助金交付決定の内容　　・交付する
　　・交付しない　　理由
　　(　　)

2　補助金交付決定額　　金　　円
3　この補助金の対象となるものは、交付申込書記載のとおりとする。
4　注意事項
(1)　この通知を受けた日後30日以内に耐震改修工事に着手し、着手したときは、直ちに大東市既存木造住宅耐震改修工事着手届(様式第6号)を提出してください。
(2)　耐震改修工事の内容を変更するときは、速やかに大東市既存木造住宅耐震改修補助金交付申込内容変更届出書(様式第7号)を提出してください。
(3)　補助金の交付申込みを取り下げるときは、速やかに大東市既存木造住宅耐震改修補助金交付申込取下書(様式第9号)を提出してください。
(4)　耐震改修工事に当っては、指定する工程すべての確認を受けてください。
(5)　補助金交付決定額は、耐震改修工事終了後その額が確定するまでに変更することがあります。
(6)　耐震改修工事終了後は、速やかに大東市既存木造住宅耐震改修工事完了報告書(様式第12号)を提出してください。
(7)　大東市既存木造住宅耐震改修補助金交付要綱の規定に違反したときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
5　交付条件

様式第6号(第10条関係)

大東市既存木造住宅耐震改修工事着手届

年　　月　　日

(あて先)大東市長

(申込者)住　　所
氏　　名
電話番号

年　　月　　日付け大東　　第　　号により大東市既存木造住宅耐震改修補助金交付決定の通知があった下記の木造住宅に係る耐震改修工事に着手しましたので、大東市既存木造住宅耐震改修補助金交付要綱第10条の規定により届け出ます。

記

木造住宅	名称	
	所在地	
耐震改修技術者	会社名	(　　)建築士事務所(　　)登録第　　号
	所在地	
	電話番号	
	技術者氏名	
	資格	受講終了証(受講日：　　年　　月　　日　受講番号：　　) □要綱第2条第3号ア(□一級建築士　□二級建築士　□木造建築士)
施工業者	会社名	建設業の許可(　　)第　　号
	所在地	
	電話番号	
	氏名	
工事着手日	年　　月　　日	
完了予定日	年　　月　　日	
備考		

様式第7号(第11条関係)

大東市既存木造住宅耐震改修補助金交付申込内容変更届出書

年　　月　　日

(あて先)大東市長

(申込者)住　　所
氏　　名
電話番号

年　　月　　日付けで申込みを行った大東市既存木造住宅耐震改修補助金の申込内容に変更がありましたので、大東市既存木造住宅耐震改修補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1　木造住宅の名称

2　木造住宅の所在地

3　変更内容

4　理　　由

添付書類
□　変更後の耐震改修計画書(計画平面図、補強計画図、使用材料の資料、認定書等)
□　変更後の耐震改修計画に基づく効果判定書(シェルター設置工事の場合にあっては、設置する耐震シェルターの性能が確認できる書類)
□　変更後の耐震設計の見積明細書(耐震設計を実施する前に事前協議を行った場合に限る。)及び耐震改修工事の見積明細書の写し
□　変更後の耐震改修工事工程表
□　その他(　　)

様式第8号(第11条関係)

大東市既存木造住宅耐震改修補助金変更(承認・不承認)決定通知書

年　　月　　日

様

大東市長

年　　月　　日付けで届出のあった、大東市既存木造住宅耐震改修補助金の申込内容の変更については、大東市既存木造住宅耐震改修補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1　届出の内容

2　決定の内容　　・承認する
　　・承認しない　　理由
　　(　　)

3　補助金変更交付決定額　　金　　円

4　この補助金の対象となるものは、大東市既存木造住宅耐震改修補助金交付申込内容変更届出書記載のとおりとする。

様式第9号(第12条関係)

大東市既存木造住宅耐震改修補助金交付申込取下書

年　　月　　日

(あて先)大東市長

(申込者)住　　所

氏　　名

電話番号

年　　月　　日付けで行った下記の木造住宅に係る大東市既存木造住宅耐震改修補助金の申込みについて、当該申込みを取り下げたいので、大東市既存木造住宅耐震改修補助金交付要綱第12条の規定により届け出ます。

記

1　木造住宅の名称

2　木造住宅の所在地

3　取下げの理由

様式第10号(第13条関係)

大東市既存木造住宅耐震改修工事工程確認申込書

年　　月　　日

(あて先)大東市長

(申込者)住　　所
氏　　名
電話番号

年　　月　　日付け大東　　第　　号により大東市既存木造住宅耐震改修補助金の交付決定通知のあった下記の木造住宅に係る耐震改修工事について、工程確認を受けたいので、大東市既存木造住宅耐震改修補助金交付要綱第13条の規定により申し込みます。

記

1　木造住宅の名称

2　木造住宅の所在地

3　工程確認内容
□基礎の配筋完了　　□補強した部分(内部及び接合部含む。)

4　工程確認の予定日　　年　　月　　日

添付書類(工事工程確認時)
□　大東市既存木造住宅耐震改修工事監理報告書(様式第11号)
□　使用金物及び木材の納入伝票
□　工事の工程写真
□　その他(　　)

様式第11号(第13条関係)

(工程確認時用)

大東市既存木造住宅耐震改修工事監理報告書

年　　月　　日

(あて先)大東市長

(報告者)住　　所

氏　　名

年　　月　　日付け大東　　第　　号により大東市既存木造住宅耐震改修補助金の交付決定通知があった木造住宅の耐震改修工事について、次のとおり報告します。

月　　日	確　認　事　項	詳　　細	資料No.	写真No.

上記内容について、確認いたしました。

耐震改修技術者 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式第12号(第14条関係)

大東市既存木造住宅耐震改修工事完了報告書

年　　月　　日

(あて先)大東市長

(報告者)住　　所
氏　　名
電話番号

年　　月　　日付け大東　　第　　号により大東市既存木造住宅耐震改修補助金の交付決定通知があった下記の木造住宅に係る耐震改修工事について、　　年　　月　　日に耐震改修工事を完了しましたので、大東市既存木造住宅耐震改修補助金交付要綱第14条の規定により報告します。

記

1　木造住宅の名称

2　木造住宅の所在地

3　耐震改修の工事実施期間　　年　　月　　日～　　年　　月　　日

添付書類

□　大東市既存木造住宅耐震改修工事監理報告書(様式第13号)
□　工事の工程写真及び完了写真
□　耐震設計の領収書(耐震設計を実施する前に事前協議を行った場合に限る。)及び耐震改修工事の領収書の写し※
□　耐震設計の明細書(耐震設計を実施する前に事前協議を行った場合に限る。)及び耐震改修工事の明細書の写し※
□　その他(　　)

※印がある添付書類は、原本も持参してください。

様式第13号(第14条関係)

(工事完了時用)

大東市既存木造住宅耐震改修工事監理報告書

年　　月　　日

(あて先)大東市長

(報告者)住　　所

氏　　名

年　　月　　日付け大東　　第　　号により大東市既存木造住宅耐震改修補助金の交付決定通知があった木造住宅の耐震改修工事について、耐震改修計画のとおりに施工されたことを確認しましたので次のとおり報告します。

月　　日	確　認　事　項	詳　　細	資料No.	写真No.

構造評点	改修後	1F　X：　　Y： 2F　X：　　Y： 3F　X：　　Y：

上記内容について、確認いたしました。

耐震改修技術者 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式第14号(第15条関係)

大東市既存木造住宅耐震改修補助金交付確定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

大東市長

年　　月　　日付け大東　　第　　号で交付の決定を行った大東市既存木造住宅耐震改修補助金について、下記のとおり確定したので、大東市既存木造住宅耐震改修補助金交付要綱第15条の規定により通知します。

記

補助金交付額　　金　　円

様式第15号(第16条関係)

大東市既存木造住宅耐震改修補助金請求書

年　　月　　日

(あて先)大東市長

(請求者)住　　所
氏　　名
電話番号

年　　月　　日付け大東　　第　　号で交付の確定を受けた大東市既存木造住宅耐震改修補助金の交付について、大東市既存木造住宅耐震改修補助金交付要綱第16条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1　補助金請求額

請求金額	百万	十万	万	千	百	十	円

2　振込先

取扱金融機関名	銀行　信組 信金　農協　　支店								
口座番号	普通・当座								
フリガナ									
口座名義人									

様式第16号(第19条関係)

大東市既存木造住宅耐震改修補助金交付決定取消通知書

第　　号
年　　月　　日

様

大東市長

　　年　　月　　日付け大東　　第　　号で交付の決定を行った大東市既存木造住宅耐震改修補助金について、大東市既存木造住宅耐震改修補助金交付要綱第19条の規定により、下記のとおり交付決定の(全部・一部)を取り消します。

記

1　取消しの理由

2　取消し後の内容　　交付決定額　　金　　円とする。
　　(当初の交付決定額　　金　　円)

様式第17号(第20条関係)

大東市既存木造住宅耐震改修補助金返還命令書

第　　号
年　　月　　日

様

大東市長

　　年　　月　　日付け大東　　第　　号で交付の決定を行った、大東市既存木造住宅耐震改修補助金について、大東市既存木造住宅耐震改修補助金交付要綱第20条の規定により、下記のとおり返還を命令します。

記

1　返還命令額　　金　　円
　(補助金交付確定額)　　金　　円
　(既に交付した額)　　金　　円

2　返還期限　　年　　月　　日

様式第１号（第７条関係）

様式第２号（第８条関係）

様式第３号（第８条関係）

様式第４号（第８条関係）

様式第５号（第９条関係）

様式第６号（第１０条関係）

様式第７号（第１１条関係）

様式第８号（第１１条関係）

様式第９号（第１２条関係）

様式第１０号（第１３条関係）

様式第１１号（第１３条関係）

様式第１２号（第１４条関係）

様式第１３号（第１４条関係）

様式第１４号（第１５条関係）

様式第１５号（第１６条関係）

様式第１６号（第１９条関係）

様式第１７号（第２０条関係）